

えんらく 燕楽・水辺の巻

10人乗りのゴムボートで大曲河川公園舗装広場～燕橋下流まで約2kmを下ります。

時 8月2日(出) 午前10時～午後3時 ※小雨決行。悪天候時は中止。

所 大曲河川公園舗装広場（上流部）

定 120人程度（当日先着順）

持 水に濡れてもよい服装でお越しください。

問 都市計画課 都市施設係 ☎ 77・8262



分水ギャラリー展示のお知らせ

所・内 信濃川大河津資料館…7月：川柳ぶんすい会／8・9月：ロマンホール教室

問 中央公民館 ☎ 63・7001

婚歴あり&理解者応援イベント

新たな人生をスタートするための一歩を踏み出してみませんか？

時 9月21日(日) 午後2時～3時30分

所 市役所4階 スカイラウンジ

対 おおむね28～35歳、36～41歳。年齢別で開催します。

定 独身男女各6人

料 男性3,500円 女性2,000円

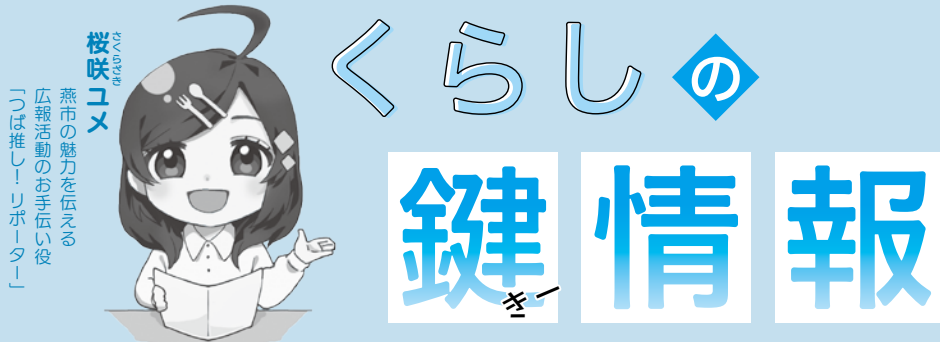
他 託児保育あり（要予約）

問 9月7日(日) 午後6時までにメールにて ※氏名・住所・生年月日・電話番号・メールアドレスをお知らせください。

問 結婚応援団燕縁の会（新田） ☎ yuuya1445@softbank.ne.jp



燕縁の会ホームページ▶



【略語の説明】

時 とき 所 ところ 対 対象 定 定員 内 内容 料 料金 持 持ち物
他 その他 申 申込 問 問合せ fax ファクス 電 電子メール
SP 「つばめ元気ががやきポイント事業」5ポイントメニュー
※料金、申込の記載がないものは「無料」、「申込不要」
※燕地区と吉田・分水地区間の☎には市外局番 0256 が必要です。

市役所受付時間は開庁日の午前8時30分～午後5時15分
夜間など緊急の連絡は市役所代表 ☎ 92・1111へ

夏の企画展「良寛に魅せられた 越後の文人たち」

時 7月29日(火)～8月24日(日) 午前9時～午後4時30分

休 月曜日（祝日の場合は翌平日）

所 分水良寛史料館

料 大人300円、学生200円、小・中学生100円

問 分水良寛史料館 ☎ 97・2428

パネルで見る「原爆と人間展」

原爆と人間展を開催します。戦後80年の節目にあたる今年は、原爆に関するパネルやポスター、絵画の展示に加え、実際に原爆の熱線を浴びた瓦や広島に投下された原子爆弾の実物大ポスターを展示します。過去の過ち、悲惨な戦争を繰り返さないよう、核兵器廃絶と恒久平和についてこの機会に話し合ひましょう。

時・所 8月1日(金)～6日(火)…中央公民館／7日(水)～15日(金)（土・日曜日、祝日除く）…市役所1階 つばめホール 午前8時30分～午後5時15分 ※7日(水)は午後1時から
問 総務課 総務係 ☎ 77・8312

催し

長善館の先進的教育と多才な 門下生たちⅡ

初代館主鈴木文臺・2代楊軒・3代彦嶽・教師柿園と門下生たちの書画を展示します。

時 7月15日(火)～8月31日(日) 午前9時～午後4時30分

休 月曜日（祝日の場合は翌平日）

所 長善館史料館

料 大人100円、高校生以下50円

問 長善館史料館 ☎ 93・5400



中央公民館映画会 なつかシアター

時 7月16日(水) 午後1時30分～3時

所 中央公民館

定 50人程度（先着順）

内 掘るまいか（手堀り中山隧道の記録。ドキュメンタリー映画。）

問 中央公民館 ☎ 63・7001

国民健康保険に関するお知らせ

●問合せ
保険年金課 国保係
(市役所1階9～11番窓口)
☎77・8132

●国民健康保険資格確認書などの一斉更新について

昨年7月に発行した紙の保険証の有効期限は7月31日(木)です。8月以降に医療機関に受診する際は、マイナ保険証（保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）または資格確認書を提示してください。また、マイナ保険証の利用登録状況に応じて、次の書類を世帯主宛てに郵送します。

対象者	郵送する書類	医療機関に提示するもの
マイナ保険証をお持ちの人	資格情報のお知らせ	マイナ保険証＋資格情報のお知らせ※
マイナ保険証をお持ちでない人	資格確認書	資格確認書

※マイナ保険証が利用できない医療機関などに受診する場合や、燕市国民健康保険に加入してすぐに受診する場合はマイナ保険証と一緒に提示してください。



●マイナ保険証が利用できる医療機関では、限度額適用認定証の提示は不要です。

これまでは、限度額適用認定証の交付・更新のため、事前に市への申請が必要でした。現在は、マイナ保険証を利用できる医療機関では、オンラインで自己負担限度額の区分が確認できるため、**限度額適用認定証の交付・更新手続きは不要になります。**（資格確認書で受診する場合も、本人の同意により、医療機関で区分が確認できます）

【注意事項】

以下に該当する人は交付・更新手続きが必要です。7月1日(火)から保険年金課の窓口で事前申請も受け付けていますので、必要書類をお持ちのうえ、忘れずに申請をお願いします。

- ・非課税世帯の人で、申請以前の入院日数が90日を超えたことで、食事代の減額をさらに受ける場合
- ・マイナ保険証が利用できない医療機関で高額な医療にかかる場合

申請に必要なものなど詳細はこちら▲



法改正により国民健康保険税が変更になります

●前年の世帯所得の合計額が一定基準以下の場合は、国民健康保険税が軽減されます。令和7年度にその軽減判定の基準の一部が見直されました。

前年度		今年度	
軽減割合	世帯の所得の合計額	軽減割合	世帯の所得の合計額
7割	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	7割	変更なし
5割	43万円＋（29.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	5割	43万円＋（30.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割	43万円＋（54.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	2割	43万円＋（56万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

※確定申告が未申告の人は軽減されませんので、所得のない場合でも申告が必要です。

●医療保険分の課税限度額が65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額が24万円から26万円になります。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
課税限度額	66万円	26万円	17万円

◀令和7年度 国民健康保険税課税限度額表

◆「国民健康保険税納税通知書」を7月11日(金)に発送します

国民健康保険税は、加入者の前年中の所得をもとに世帯単位で計算され、所得割・均等割・平等割の合計額が1年間の保険税となります。

- ・普通徴収（納付書払い・口座振替）の世帯…今年度から仮算定が廃止されているため、7月から翌年3月までの9回で1年間分の保険税をお支払いいただきます。
- ・特別徴収（年金天引き）の世帯…1年間の保険税額から、4月・6月・8月の徴収額を差し引いた残りの額が、10月・12月・翌年2月支給の年金から徴収されます。特別徴収で未納の無い世帯は、口座振替に変更できます。